

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

地方自治法施行令による人口の告示(二二四・市町村課)	1
鳥獣保護区の設定の一部改正(二二五・自然保護課)	1
鳥獣保護区特別保護地区の指定の一部改正(二二六・自然保護課)	1
休猟区の指定の一部改正(二二七、二二八・自然保護課)	1
銃猟禁止区域の指定の一部改正(二二九、三三〇・自然保護課)	2
鳥獣保護区の設定等における市町村の名称の取扱いに関する告示の一部改正(三三一・自然保護課)	2
農業振興地域の指定の一部改正(三三二、三三五・農林政策課)	2
海岸保全区域の指定の一部改正(三三六・河川砂防課)	4
急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正(三三七、二八六・河川砂防課)	4

告示

秋田県告示第二百二十四号
 平成十八年三月二十日から、山本郡琴丘町、同郡山本町及び同郡八竜町を廃し、その区域をもって同郡三種町を設置する処分に伴う地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十七条第一項の規定による同町の人口は、次のとおりである。
 平成十八年三月二十日

二〇、四三八人

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百二十五号
 鳥獣保護区の設定(平成十七年秋田県告示第七百八十一号)の一部を次のように改正

し、平成十八年三月二十日から施行する。ただし、表大柄鳥獣保護区の項の改正規定は、同月二十一日から施行する。
 平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表大柄鳥獣保護区の項中、「進んで」を「進み」に、「能代市と」を「同市と」に、「六十林班と六十一林班の林班界」を「同林班界」に、「六十林班と六十六林班の林班界」を「同林班界」に、「同計画区六十六林班と六十七林班」を「同林班」と同計画区六十七林班に、「六十林班と六十七林班の林班界」を「同林班界」に、「同市と」を「同市常盤と同市」に、「進み市道大柄線」を「進み市道」に改め、表石倉山鳥獣保護区の項中、「山本町森岳地内の主要地方道能代五城目線」を「三種町森岳地内の県道能代五城目線」に、「同地方道」を「同県道」に、「山本町と琴丘町」を「同町森岳と同町鹿渡」に、「西進し町道石倉山・中野線」を「西進し同町道」に改め、表番鳥森鳥獣保護区の項中、「秋田河辺三内」を「秋田市河辺三内」に、「秋田市と北秋田郡」を「同市と北秋田郡上小阿仁村」に、「東進して秋田市と仙北郡」を「東進し同市と仙北市」に改め、表仁賀保金浦鳥獣保護区の項中、「国道七号線と」を「同国道と」に、「仁賀保町と同市金浦町」を「芹田と同市黒川」に、「日本海との交点」を「日本海」に改め、表外ノ山大威徳山鳥獣保護区の項中、「仙北郡」を「仙北市」に、「地内」を「地内の」に改め、「地域は、」の下に「仙北市」を加え、「めぐって」を「巡って」に、「まじって」を「混じって」に改め、表抱返鳥獣保護区の項中、「田沢湖町神代」を「田沢湖神代」に、「国道四十六号線」を「同国道」に改める。

秋田県告示第二百二十六号

鳥獣保護区特別保護地区の指定(平成十七年秋田県告示第九百三十二号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。
 平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表石倉山鳥獣保護区特別保護地区の項中、「山本町と琴丘町」を「山本郡三種町森岳と同町鹿渡」に、「町道石倉山・中野線との」を「同町道との」に改める。

秋田県告示第二百二十七号

休猟区の指定(平成十六年秋田県告示第八百五十九号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。ただし、表荷上場休猟区の項の改正規定は、同月二十一日から施行する。
 平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城
 表鯉川休猟区の項中「琴丘町」を「三種町」に、「東に進み」を「東進し」に、「南に進み」を「南進し」に、「北に進み」を「北進し」に改め、表荷上場休猟区の項中「山本郡」を「能代市」に、「北に進み」を「北進し」に、「北秋田郡」を「山本郡」に、「南に進み」を「南進し」に、「西に進み」を「西進し」に改める。

秋田県告示第二百二十八号
 休猟区の指定(平成十七年秋田県告示第九百三十三号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十一日から施行する。
 平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城
 表雪田沢休猟区の項中「と同市と」の下に「北秋田郡」を加え、「二ツ井町」を「能代市」に、「との境界」を「の境界」に、「一ノ又沢」を「一ノ又沢」に、「同支署二百五十二林班と二百五十四林班」を「同林班と同支署二百五十四林班」に、「県道鷹巣川井堂川線との」を「同県道との」に改め、表天内休猟区の項中「主要地方道能代・二ツ井線」を「県道能代二ツ井線」に、「県道山谷・富根停車場線」を「県道山谷富根停車場線」に、「と山本郡」を「常盤と同市」に、「同地方道」を「同県道」に改め、表矢板休猟区の項中「矢板休猟区」を「矢板休猟区」に、「県道西目屋・二ツ井線と藤里町」を「県道西目屋二ツ井線と同町」に、「二ツ井町」を「能代市」に、「進み県道矢坂・糠沢線」を「進み県道矢坂糠沢線」に、「県道矢坂・糠沢線」を「同県道」に改める。

秋田県告示第二百二十九号
 銃猟禁止区域の指定(平成十五年秋田県告示第八百九十六号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。
 平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城
 表新屋敷沼銃猟禁止区域の項中「琴丘町」を「三種町」に改める。
 秋田県告示第二百三十号
 銃猟禁止区域の指定(平成十七年秋田県告示第九百三十四号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。
 平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表角助沼銃猟禁止区域の項中「山本町」を「三種町」に、「町道山本中央幹線」とを「町道山本中央幹線と」に、「東進して」を「東進し」に、「町道泉八日・横長根に」を「町道泉八日・横長根線に」に改め、表山本町北部銃猟禁止区域の項中「山本町逆川」を「三種町外岡字逆川」に、「山本町」を「同町」に、「さらに南西に進んだ後に」を「南西に進み、及び」に、「主要地方道能代五城目線」を「県道能代五城目線」に、「同地方道」を「同県道」に、「と山本郡八竜町」を「外岡と同町鷓川」に改める。

秋田県告示第二百三十一号
 鳥獣保護区の設定等における市町村の名称の取扱いに関する告示(平成十六年秋田県告示第八百四十七号)の一部を次のように改正する。
 平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城
 第八号を次のように改める。
 八 削除

秋田県告示第二百三十二号
 農業振興地域の指定(昭和四十五年秋田県告示第七十二号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。
 平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城
 表八竜農業振興地域の項を削る。

秋田県告示第二百三十三号
 農業振興地域の指定(昭和四十六年秋田県告示第九十九号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。
 平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城
 表琴丘農業振興地域の項を次のように改める。

三種農業振興地域
 山本郡三種町のうち次の区域を除いた区域
 国有林野

- (二)(一)
 琴丘町森林計画図(平成十六年度版)中第十三林班のうち小班番号二百四十四から二百五十六まで、第十四林班のうち小班番号一から七まで、五十六から五十八まで、七十

から七十七まで、八十五から八十七まで、九十二から百二まで、百九から百二十四まで、百三十四から百三十六まで、百三十八から百七十五まで、百七十七、百八十七から二百四まで、二百六から二百六十五まで、二百六十七から二百七十六まで及び二百八十一から二百八十九まで、第三十一林班のうち小班番号一から三十まで及び四十七から四十九まで、第四十七林班のうち小班番号一から九まで及び十四から二十二まで、第四十八林班から第五十一林班まで、第五十三林班から第五十六林班まで、第五十八林班、第六十一林班、第六十二林班、第六十四林班、第六十五林班、第六十八林班から第七十林班まで並びに第七十五林班の民有林

(三) 山本町森林計画図(平成十六年度版)中第十八林班のうち小班番号八から二十一まで、第二十一林班のうち小班番号四から十五まで、第二十二林班のうち小班番号七から十二まで、第二十九林班から第三十二林班まで、第三十九林班のうち小班番号十五から二十二まで及び三十五から四十六まで、第四十林班のうち小班番号五十三から七十二まで、第四十三林班のうち小班番号五十二及び五十三、第四十四林班のうち小班番号一から四十まで、第四十五林班のうち小班番号一から二十四まで、第四十六林班のうち小班番号六から十五まで及び二十六から四十四まで、第四十七林班のうち小班番号二十一から六十九まで、第四十八林班から第六十八林班まで並びに第六十九林班のうち小班番号一から五十二までの民有林

秋田県告示第百三十四号

農業振興地域の指定(昭和四十八年秋田県告示第百六十五号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月二十日

表山本農業振興地域の項を削る。

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第百三十五号

農業振興地域の指定(昭和四十七年秋田県告示第百八十七号)の一部を次のように

改正し、平成十八年三月二十一日から施行する。
平成十八年三月二十日

表能代農業振興地域の項を次のように改める。

秋田県知事 寺 田 典 城

能代農業振興地域

能代市のうち次の区域を除いた区域

(一) 国有林野

(二) 県行造林

(三) 市有林

(四) 財産区有林

(五) 能代市森林計画図(平成十六年度版)中第九林班、第四十八林班、第五十一林班から第五十三林班まで、第八十林班、第八十一林班、第百四林班、第百五林班、第百七林班から第百十林班まで、第百十二林班から第百十九林班まで及び第百三十六林班から第百三十九林班までの民有林

(六) ニツ井町森林計画図(平成十六年度版)中第一林班から第八十七林班までの民有林

(七) ニツ井町のうち字滑良子川端、字下野川端、字上野、字薄井、字家後、字海道上、字桜台、字稗川原、字狐台、字塚ノ台、字稗柄、字下稗柄、字比井野、字下野家後、字下野、字上山崎、字沢口、字五千苅、字太田面、字三千苅、字中坪、字上台、字町尻、字山根一番地の一から百七番地の二十三まで、百八番地の四から百十一番地の一まで、百二十九番地、百二十九番地の一及び百二十九番地の五から百五十九番地まで、字山崎一番地の一から三番地の三まで、字中坪道下一番地の一から十八番地の三まで、二十二番地の二、二十二番地の二、二十六番地から三十三番地まで、三十七番地の一から四十二番地の一まで、四十四番地、四十五番地の三、四十九番地の三、五十番地、八十一番地及び八十二番地、字道上中坪六番地の三から六十六番地まで、六十九番地の一、七十八番地、八十三番地の一、八十四番地及び八十五番地から九十四番地まで、字高関百六番地から百四十六番地の三十三まで、字小槻ノ木七番地から二十四番地まで及び三十七番地の一から三十七番地の五まで、字槻ノ木一番地から四十番地まで、五十一番地から九十番

<p>(八) 地まで、九十二番地、九十四番地、百七十七番地の四及び百七十七番地の十二並びに字茶屋下四番地から五十二番地の二まで及び六十一番地の一から百三十七番地までの区域 二ツ井町大字荷上場のうち字上中島、字鍋良子出口、字上山崎、字沼尻、字町尻五番地の一、十五番地の一、十六番地、十七番地の一、十七番地の三、六十四番地の一、六十五番地の一、六十五番地の三、六十五番地の四、六十六番地の一、六十七番地の一、六十七番地の四、七十五番地の一及び七十五番地の二、字柳生一番地の一、一番地の三、一番地の四、五十八番地の一、五十九番地の一、六十番地の一、六十三番地の一から七十三番地の一まで、八十番地の一から九十三番地の一まで、九十六番地の二から九十八番地の一まで、百一番地、百二番地の二、百三番地から百六番地の二まで、百十一番地の一から百十一番地の十一まで、百十一番地の十三から百十一番地の十六まで、百十一番地の十九、百十三番地の一から百十三番地の六まで、百十三番地の八から百五十四番地の二まで、百五十四番地の四から百五十四番地の七まで、百五十四番地の九、百五十四番地の十、百五十四番地の十二から百五十五番地まで及び百五十八番地の一から百九十番地の一まで、字寺ノ下一番地の一から六番地の四まで、字下中島十七番地の二、十八番地の二、三十六番地の一、三十七番地の一及び三十八番地、字鍋良子二十八番地の十七、二十九番地の一、三十番地の一から三十四番地の二まで、三十四番地の五、三十五番地から三十七番地の十三まで、三十八番地の二、三十九番地、四十番地の二及び四十番地の四並びに字中島一番地の一から四十二番地の二まで及び三百三十五番地の一から三百三十六番地の一までの区域 きみまち阪立自然公園の区域 表示手段用平面図に赤色で着色した部分に該当する区域</p>	<p>(九) 表一ツ井農業振興地域の項を削る。</p>
--	-----------------------------

秋田県告示第二百三十六号

海岸保全区域の指定(昭和五十四年秋田県告示第三百三十三号)の一部を次のよう

に改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表秋田県秋田沿岸琴浜海岸の項中「八竜町界」を「三種町界」に改める。

秋田県告示第二百三十七号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和四十六年秋田県告示第六十六号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表下花輪二の一号の項中「下花輪二の一号」を「下花輪二号の一」に改め、表下花輪二の二号の項中「下花輪二の二号」を「下花輪二号の二」に改める。

秋田県告示第二百三十八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十三年秋田県告示第二百五十四号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表増沢の項中「山本町」を「三種町」に改める。

秋田県告示第二百三十九号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十三年秋田県告示第九百五十九号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表三の丸の項中「吉川町」を「古川町」に改め、表塚の岱の項中「塚の岱」を「塚ノ岱」に、「琴丘町」を「三種町」に改める。

秋田県告示第二百四十号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十四年秋田県告示第千三十五号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表安戸六の項中「八竜町」を「三種町」に改める。

秋田県告示第二百四十一号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和五十七年秋田県告示第二百九十四号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表新屋敷の項中「琴丘町」を「三種町」に改める。

表以外の部分中「建設交通部砂防課」を「建設交通部河川砂防課」に改める。

秋田県告示第二百四十二号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和五十八年秋田県告示第八百八十一号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表中台の項、地蔵脇の項、砂間沢の項及び大谷地の項中「八竜町」を「三種町」に改める。

表以外の部分中「建設交通部砂防課」を「建設交通部河川砂防課」に改める。

秋田県告示第二百四十三号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和五十九年秋田県告示第三百八十七号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表大谷地一号の項中「八竜町」を「三種町」に改める。

秋田県告示第二百四十四号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和六十二年秋田県告示第二百十三号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表追泊の項中「八竜町」を「三種町」に改め、表山谷の項中「琴丘町」を「三種町」に、「山谷家の上」を「山谷家ノ上」に改め、表大小路2号の項中「大小路2号」を「大小路2号」に改め、表松葉1号の項中「松葉1号」を「松葉1号」に改め

る。

秋田県告示第二百四十五号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和六十二年秋田県告示第六百四十号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表新屋敷の項中「琴丘町」を「三種町」に改める。

表以外の部分中「建設交通部砂防課」を「建設交通部河川砂防課」に改める。

秋田県告示第二百四十六号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和六十三年秋田県告示第六百六十一号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表萱ヶ沢1号の項中「萱ヶ沢1号」を「萱ヶ沢1号」に改め、表荒瀬2号の項中「荒瀬2号」を「荒瀬2号」に改め、表小森1号の項中「小森1号」を「小森1号」に改める。

表以外の部分中「建設交通部砂防課」を「建設交通部河川砂防課」に改める。

秋田県告示第二百四十七号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和六十三年秋田県告示第二百四十四号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表禁の項中「西馬音内掘回」を「西馬音内掘回」に改め、表新堀1号の項中「新堀1号」を「新堀1号」に改め、表下花輪2の1号の項中「下花輪2の1号」を「下花輪2の1」に改め、表下花輪2の2号の項中「下花輪2の2号」を「下花輪2の2」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課並びに関係市役所及び羽後町役場」を「建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第二百四十八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成三年秋田県告示第二百十八号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表勝平の項中「琴丘町」を「三種町」に改める。

秋田県告示第二百四十九号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成五年秋田県告示第七百十五号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表金照寺1号の項中「金照寺1号」を「金照寺1号」に改め、表二タ又1号の項中

「二タ又1号」を「二タ又1号」に改め、表八幡の項中「——」を

「——」に改める。

秋田県告示第二百五十号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成六年秋田県告示第九百九十五号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表天瀬川の項中「琴丘町」を「三種町」に改め、表大沢3号の項中「大沢3号」を「大沢3号」に改め、表野田2号の項中「野田2号」を「野田2号」に改める。

秋田県告示第二百五十一号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成九年秋田県告示第二百三十三号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表下花輪二の二の項中「下花輪二の二」を「下花輪二の二」に改める。

秋田県告示第二百五十二号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成九年秋田県告示第七百六十八号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表児桜1号の項中「児桜1号」を「児桜1号」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課及び関係土木事務所」を「建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第二百五十三号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成十一年秋田県告示第三十五号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表中「神屋敷3号」を「神屋敷3号」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課及び関係土木事務所」を「建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第二百五十四号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成十一年秋田県告示第九百九十九号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表城南町2号の項中「城南町2号」を「城南町2号」に改め、表水上2号の項中「水上2号」を「水上2号」に改める。

表以外の部分中「建設交通部砂防課」を「建設交通部河川砂防課」に改める。

秋田県告示第二百五十五号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成十一年秋田県告示第三百三十八号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表中「山本郡八竜町鶴川字館ノ上」を「山本郡三種町鶴川字館の上」に改める。表以外の部分中「土木部砂防課及び関係土木事務所」を「建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第二百五十六号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成十三年秋田県告示第二十七号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表天瀬川の項中、「山本郡琴丘町」を「山本郡三種町」に改める。
秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百五十七号
急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成十四年秋田県告示第三百十四号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。
平成十八年三月二十日

表中「竜巻2号」を「竜巻1号」に改める。
表以外の部分中「建設交通部河川砂防課」を「建設交通部河川砂防課」に改める。
秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百五十八号
急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成十四年秋田県告示第四百二十八号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。
平成十八年三月二十日

表中「吉田2号」を「吉田1号」に改める。
表以外の部分中「建設交通部砂防課」を「建設交通部河川砂防課」に改める。
秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百五十九号
急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成十四年秋田県告示第七百八十一号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。
平成十八年三月二十日

表中「内田2号」を「内田1号」に、「山本郡八竜町」を「山本郡三種町」に改める。
表以外の部分中「建設交通部砂防課及び関係建設事務所」を「建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。
秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百六十号
急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成十五年秋田県告示第四百九十六号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。
平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表中「山谷1号」を「山谷2号」に改める。
表以外の部分中「建設交通部砂防課及び関係地域振興局」を「建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。
秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百六十一号
急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成十七年秋田県告示第八百九十七号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。
平成十八年三月二十日

表中「忍田2号」を「忍田1号」に改める。
秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百六十二号
急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和五十二年秋田県告示第二百十九号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十一日から施行する。
平成十八年三月二十日

表南元町の項中「南元町」を「南元町」に改める。
表以外の部分中「建設交通部砂防課」を「建設交通部河川砂防課」に改める。
秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百六十三号
急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和五十三年秋田県告示第九百五十九号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十一日から施行する。
平成十八年三月二十日

表松山の項中「松山」を「檜山」に改め、表南元町の項中「南元町」を「南元町」に改める。
秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百六十四号
急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和五十四年秋田県告示第二百六十号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十一日から施行する。
平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表仁鮎の項中「山本郡二ツ井町仁鮎」を「能代市二ツ井町仁鮎」に改める。

秋田県告示第二百六十五号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十四年秋田県告示第千三十五号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十一日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表清水の項中「山本郡」を「能代市」に改め、「二ツ井町」を削り、「飛根」を

「二ツ井町飛根」に改め、表種の項中「山本郡二ツ井町」を「能代市

二ツ井町種」に改める。

秋田県告示第二百六十六号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十八年秋田県告示第百三十二号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十一日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表松山一号の項中「松山一号」を「檜山一号」に、「松山」を「松山町」を

「檜山」に、「赤館町」を「赤館」に改める。

秋田県告示第二百六十七号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和六十一年秋田県告示第六百二十九号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十一日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表下夕町の項中「花輪」を「花輪」に改め、表堂川

1号の項中「堂川1号」を「堂川一号」に改め、表松山2号の項中「松山2号」を「檜山2号」に、「松山」を「檜山」に改め、表山根の項中「山本郡

二ツ井町」を「能代市二ツ井町」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課並びに係市役所及び町村役場」を「建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第二百六十八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和六十二年秋田県告示第二百十三号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十一日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表小繫の項中「山本郡二ツ井町小繫」を「能代市二ツ井町小繫

」に改める。

秋田県告示第二百六十九号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十三年秋田県告示第九百五十九号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表小入川の項及び岩館の項中「八森町」を「八峰町」に

改める。

秋田県告示第二百七十号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十四年秋田県告示第千三十五号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表岩館の項中「八森町」を「八峰町」八森」に改める。

秋田県告示第二百七十一号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十五年秋田県告示第千四十六号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表横間の項中「八森町」を「八峰町」八森」に改める。

秋田県告示第二百七十二号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十七年秋田県告示第百九十四号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表小手萩の項中「峰浜村」小手萩」萩の城」を「八峰町」峰浜小」萩ノ城」に改める。

秋田県告示第二百七十三号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十八年秋田県告示第百三十二号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表小入川一号の項中「八森町」を「八峰町」八森」に改める。

秋田県告示第二百七十四号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和六十一年秋田県告示第百五十六号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表椿の項及び和田表の項中「八森町」を「八峰町」八森」に改める。

秋田県告示第二百七十五号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和六十二年秋田県告示第百二十三号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表滝ノ間の項中「滝ノ間」を「滝の間」に、「八森町」を「八峰町」に改める。

秋田県告示第二百七十六号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和六十二年秋田県告示第百四十号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表塙の項中「峰浜村」塙」を「八峰町」峰浜塙」に、「上ノ野」を「上野」に改める。

秋田県告示第二百七十七号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和六十三年秋田県告示第百三十八号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表釜ノ上の項中「釜ノ上」を「釜の上」に、「八森町」を「八峰町」に改める。

「八森」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課並びに関係町役場」を「建設交通部河川砂防課及び

関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第二百七十八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成元年秋田県告示第六百四号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表茂浦の項中「八森町」を「八峰町」に改める。

表以外の部分中「建設交通部砂防課」を「建設交通部河川砂防課」に改める。

秋田県告示第二百七十九号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成二年秋田県告示第四十五号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表滝の間一号の項中「八森町」を「八峰町」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課及び山本土木事務所」を「建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第二百八十号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成四年秋田県告示第二百四十一号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表茂浦一号の項中「八森町」を「八峰町」に改める。

秋田県告示第二百八十一号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成四年秋田県告示第八百四十三号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表谷地の平1号の項中「谷地の平1号」を「谷地の平1号」に改め、表岩子の項中

「峰浜村」を「八峰町」に、「目名瀧」を「峰浜目名瀧」に改める。

秋田県告示第二百八十二号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成五年秋田県告示第九十九号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表新堀1号の項中「新堀1号」を「新堀1号」に改め、表茂浦2号の項中「茂浦2号」を「茂浦2号」に、「八森町」を「八峰町」に改め、

表院内1号の項中「院内1号」を「院内1号」に改め、表浅見内2号の項中「浅見内2号」を「浅見内2号」に改める。

秋田県告示第二百八十三号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成七年秋田県告示第七十六号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表岩館の項中「八森町」を「八峰町」に改める。

表岩館の項中「八森町」を「八峰町」に改める。

秋田県告示第二百八十四号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成八年秋田県告示第六百八十三号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表向山の項中「向山」を「向台」に、「八森町」を「八峰町」に、「岩館」を「八森」に、「向台」を「岩館向台」に、「林ノ沢」を「林の沢」に改める。

秋田県告示第二百八十五号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成十年秋田県告示第二百二十一号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

表中「山本郡八森町」を「山本郡八峰町」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課及び関係土木事務所」を「建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第二百八十六号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成十六年秋田県告示第九百六十八号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。

平成十八年三月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

表中「山本郡八森町」を「山本郡八峰町八森」に改める。

表以外の部分中「建設交通部砂防課及び関係振興局建設部」を「建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄